

第 3 6 回 農業委員会定例総会

開催日時	令和 8 年 5 月 2 7 日 (水) 午後 1 時 3 4 分～午後 2 時 2 6 分
開催場所	佐川町役場 2 階大会議室
出席委員	<p>農業委員 出席 7 名</p> <p>3 番森田 有紀 4 番氏原 延 5 番田村 公史</p> <p>6 番澤村 重隆 7 番横島 悦子 8 番藤田 省三</p> <p>9 番北添 正男</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席 1 2 名</p> <p>田村 幸生 味元 健清 田村 宮幸 森 正彦</p> <p>永田 和道 中村 修 岡村 建介 山口 修二</p> <p>伊藤 洋章 田村 泰富 岩佐 誠志 北添 秀紀</p>
欠席委員	<p>農業委員 欠席 1 名</p> <p>2 番田村 和弘</p> <p>農地利用最適化推進委員 欠席 1 名</p> <p>邑田 昌平</p>
事務局	<p>事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩</p> <p>会計年度任用職員 大原 彰子</p>
日程	<p>第 1 開会</p> <p>第 2 議事録署名委員選任</p> <p>第 3 報告</p> <p>第 4 議事</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 3 号議案 非農地証明願に関する件</p> <p style="padding-left: 40px;">第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画に関する件</p>

	<p>第5号議案 地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件</p> <p>第6号議案 農業者年金加入推進部長選定に関する件</p> <p>第5 その他</p> <p>第6 閉会</p>
<p>会長</p>	<p>定刻になりましたので、これより第36回農業委員会定例総会を開催します。</p> <p>本日は農業委員の2番田村和弘委員、農地利用最適化推進委員の邑田昌平委員の2名から欠席の報告が入っています。</p> <p>定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。</p> <p>日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、6番澤村重隆委員と8番藤田省三委員を指名します。</p> <p>つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。</p>
<p>藤本局長</p>	<p>それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。</p> <p>報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、12日は、常設審議委員会の現地調査が弘岡において行われ、常設審議委員会からは常設審議委員である古谷委員と門田委員、農業会議の田中さん、事務局より私と前田係長、建設課から大原課長と山崎補佐が出席しました。</p> <p>こちらに関しましては、先月の定例総会において審議しました佐川町の5条転用の面積が3反を越す転用案件のため、常設審議員会での審査の前に現地調査が行われたものです。</p> <p>21日は、令和8年度農業振興地域制度及び農地転用業務に係る担当者会が役場において開催され、産業振興課より浅奥補佐と山崎主事、事務局より私と前田係長が出席しました。</p>

	<p>こちらに関しましては、毎年、県農業基盤課の担当者がブロックごとに訪問し、複数の市町村の担当者へ説明会を行っているもので、今年は越知町と日高村と一緒に説明を受けました。</p> <p>27日は、本日の定例総会となっています。</p> <p>また、今後の予定としましては、29日のJA高知ビルにて開催される常設審議委員会へ前田係長と建設課の山崎補佐が出席する予定です。</p> <p>つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書2件について報告します。</p> <p>届出者や対象農地の詳細は議案書のとおりです。</p> <p>届出事由は全て相続となっており、あっせん希望はありません。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がないようなので、これで報告を終わります。</p> <p>つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>それでは、第1号議案農地法第3条に関する件8件について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p>

	<p>4～6番は売買による所有権移転、7番と9～11番は贈与による所有権移転、8番は使用貸借権の新規設定で、期間は令和8年1月1日から5年間です。</p> <p>また、6番と8番以外は行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>8番につきましては、申請地の地区を担当する田村和弘委員が病氣療養中のため、事務局で現地調査を行いました。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
5番田村委員	<p>4番について報告します。</p> <p>申請地は中谷集落で、中谷集会所から北へ約150mの所にあります。現在は茶畑で、許可後は露地で菜園をする予定です。</p> <p>譲受人は、主に野菜及び水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案4番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案4番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、5番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>

田村宮幸推進委員	<p>5番について報告します。申請地は下山集落内で、下山踏切から東へ約100mの所にあります。現在は露地で野菜と柿を栽培中で、許可後も引き続き露地で野菜と柿を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は、水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている宮農計画書でも譲受人世帯での複数年の宮農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案5番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案5番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、6番について、確認委員が私なので、報告させてもらいます。</p> <p>申請地は加茂小学校の南、六所橋の長竹川の最初のカーブすぐ西の田です。以前は野菜を作っていましたが、今の状況は草が生えています。許可後は水稻を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は、水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている宮農計画書でも譲受人世帯での複数年の宮農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p> <p>報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>

	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案6番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案6番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、7番について、確認委員さんの報告をお願いします。
4番氏原委員	7番について報告します。申請地は川原田集落で、川原田公民館から南へ約800mの所にあります。現在は草が生えている状態で、許可後は露地で菜園をする予定です。 譲受人は、新規就農者ですが、添付されている営農計画書では複数年の営農を計画しており、栽培に必要な農機具類は借りるなどして用意するそうです。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案7番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案7番につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、8番について、事務局の報告をお願いします。
藤本局長	8番について報告します。申請地は鳥の巣集落で、鳥の巣公民館から南西へ約370mの所にあります。現在は代かきの状態で、許可後は露地で水稻（WCS）を栽培する予定です。

	<p>借受人は、主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも借受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案8番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案8番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、9番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
味元推進委員	<p>9番について報告します。申請地は室原集落で、室原公民館から東へ約20mと約1kmの所にあります。現在は露地で季節物野菜とミカンを栽培中で、許可後は露地でミカンを栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲渡人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案9番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案9番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、10番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
味元推進委員	<p>10番について報告します。申請地は室原集落で、室原公民館から東へ約500mの所にあります。現在は露地でミカンを栽培中で、許可後は露地でミカンを栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲渡人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案10番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案10番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、11番について、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
味元推進委員	<p>11番について報告します。申請地は虎杖野集落で、虎杖野公民館から北へ約230mと東へ約260mの所にあります。現在は季節物野菜の畝が作られた状態で、許可後は露地で季節物野菜と水稻を栽培する予定です。</p>

	<p>譲受人については主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲渡人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案11番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案11番につきましては、申請のとおり決定しました。つづきまして、第2号議案農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第2号議案農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に関する件1件について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、変更内容については議案書に記載のとおりです。</p> <p>今回は、代表理事の変更と、工事完了期間の延長だけのため、担当委員さんへは現地調査を依頼していません。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。</p>

	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第2号議案につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。</p> <p>つづきまして、第3号議案非農地証明願に関する件を議題としますが、委員に関する案件がありますので、2番と3番をそれぞれ審議することとします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第3号議案非農地証明願に関する件2番について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、利用状況については議案書に記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、事務局の報告をお願いします。
藤本局長	<p>2番について報告します。申請地は上郷集落で、上郷公民館から北西へ約80mの所にあります。現在は山林となっています。</p> <p>判断理由としては、低木が繁茂しており、農業用機械では耕起が不可能な土地であるためです。</p> <p>佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第3号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。</p>
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案2番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第3号議案2番は申請のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第3号議案3番について、委員に関する案件のため、森推進委員の退席を求めます。</p>
	【森推進委員 退席】

会長	森推進委員の退席を確認しました。3番について、確認委員さんが欠席のため、事務局の代読をお願いします。
藤本局長	<p>3番につきまして、邑田推進委員の報告書を代読させていただきます。</p> <p>申請地は野添集落にあり、野添公民館より町道を東に約150m行った、右側の土地が申請地です。</p> <p>申請地では現在、クマザサ、木などが生えており、雑種地でした。非農地証明を出しても問題ありません。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	事務局の報告書の代読が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第3号議案3番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第3号議案3番は申請のとおり決定しました。</p> <p>森推進委員の着席を求めます。</p>
	【森推進委員 着席】
会長	<p>森推進委員の着席を確認しましたので、第4号議案農用地利用集積等促進計画に関する件を議題としますが、委員に関する案件がありますので、1番と2番をそれぞれ審議することとします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第4号議案農用地利用集積等促進計画に関する件1番について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、申請理由については議案書に記載のとおりです。</p>

	<p>使用貸借権の設定で、契約期間は10年間。契約の年月日につきましては、公告日が開始年月日となる関係上、現在は空白となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
永田推進委員	<p>1について報告します。申請地の乙の3筆は、鳥の巣集落で鳥の巣公民館から南西に約250mのところであり、西組の1筆は、岩井口集落で岩井口公民館から東へ約250mのところにあります。現在は代かき後の状態で、公告後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>借受人は主にニラを栽培している専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、農作業に常時従事しています。栽培に必要な農機具類は全て保有しており、地域との調和要件も問題ないことから、問題なしと判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案1番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。第4号議案1番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。</p> <p>つづきまして、第4号議案2番について、委員に関係する案件のため、永田推進委員の退席を求めます。</p>
	【永田推進委員 退席】
会長	永田推進委員の退席を確認しましたので、第4号議案2番につきまして、事務局の説明を求めます。

前田係長	<p>第4号議案農用地利用集積等促進計画に関する件2番について説明します。</p> <p>申請人や土地の所在、申請理由については議案書に記載のとおりです。</p> <p>賃貸借権の設定で、契約期間は10年間。賃借料は1筆で3万5千円です。こちらに関しましても、契約の年月日につきましては、公告日が開始年月日となる関係上、現在は空白となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>それでは、確認委員さんの報告をお願いします。</p>
3番森田委員	<p>2番について報告します。申請地は塚谷集落で、塚谷公民館から東へ約50mの所にあります。現在は田に水を張っている状態。公告後は、諸事情により今年は米を作るが、来年からは露地でニラを栽培予定です。</p> <p>借受人は、主にニラを栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。農作業に常時従事しており、地域との調和要件も問題ないことから、問題なしと判断しました。</p>
会長	<p>確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
	<p>【質疑等なし】</p>
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第4号議案2番につきまして、原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
会長	<p>賛成全員。第4号議案2番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。</p> <p>永田推進委員の着席を求めます。</p>
	<p>【永田推進委員 着席】</p>

会長	<p>永田推進委員の着席を確認しましたので、つづきまして、第5号議案地域計画の変更に基づく目標地図の変更に関する件を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>第5号議案につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>今回、地域計画に位置付けられている農地について、農業経営基盤強化促進法第19条及び第20条に基づき、町から農業委員会へ目標地図素案作成の依頼がありました。</p> <p>これは、所有者から農地転用のため地域計画から除外したいという申出が産業振興課へ提出されたためであり、その変更理由については議案書に記載のとおりです。変更後の目標地図素案についても議案に記載のとおりです。変更案の内容に問題がなければ、皆様の承認をお願いいたします。</p> <p>なお、議案可決後の事務処理につきましては、これまでの地域計画変更時と同様の流れで進めます。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	<p>質疑等がありませんので、お諮りします。第5号議案につきまして、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p>
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第5号議案につきましては、提案のとおり決定しました。</p> <p>つづきまして、第6号議案農業者年金加入推進部長選定に関する件について議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	第6号議案につきましては、毎年5月中に推進部長を選定し、農業会議へ報告するようになっております。

	<p>平成27年度から令和7年度までの推進部長は議案書に記載のとおりです。</p> <p>昨年度は田村委員がやってくれましたが、今年度の推進部長につきまして皆様で選定していただけたらと思い、議案とさせていただきますので、よろしくお願いします。</p>
会長	事務局からの説明が終わりましたが、推進部長につきまして、立候補及び推薦はありますか。
	【委員内で推進部長について話し合う】
会長	ぜひ、藤田委員に推進部長をお願いしたいのですが、藤田委員、どうでしょうか。
藤田委員	お引き受けします。
会長	<p>藤田委員より承諾をいただきましたので、第6号議案については推進部長を藤田委員に決定しました。藤田委員、よろしくお願いします。</p> <p>その他に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>私からは3点説明させていただきます。</p> <p>まず1点目は貸付希望申出についてです。</p> <p>貸付希望農地は佐川地区、柳瀬の8畝ほどの田と5畝ほどの田の2筆です。作付履歴は両方とも水稻で、8畝ほどの田が遊休地になって1～3年、5畝ほどの田が5～10年です。</p> <p>貸付条件については特に希望なしとなっています。詳しい場所につきましては、お手元に配布している航空写真をご覧ください。</p> <p>借り手に心当たりがある方は事務局までご連絡をお願いいたします。</p> <p>2点目は令和8年度田畑売買価格についてです。</p>

こちらの調査につきましては、全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とするために毎年行われています。

調査する売買価格は、実際に取引された売買価格そのものではなく、調査時点の5月1日現在で各地区において売り手・買い手双方が妥当とみて実際に取引されるであろう、収量水準や生産条件が標準的な田・畑の価格となります。

令和7年度に報告した固定資産税の評価額と売買価格を記載していますが、昨年度までは斗賀野地区の田につきましては、塚谷を調査対象地域としていました。しかしながら、調査対象地番としての農地が非農地へ地目変更され、他に調査対象となる農地がなかったため、調査対象地域自体を塚谷から下伏尾へ変更いたしました。

今年度としての価格について、皆様のご意見をお聞かせください。

3点目は、利用意向調査後の農業委員会でのあっせん希望農地についてです。

紙の資料として「令和7年度一筆調査の結果による農業委員会でのあっせん希望農地一覧表」と一覧表の農地の位置を示した位置図を配付しておりますが、この一覧表は、令和7年度に委員の皆さんに実施して頂きました農地パトロールの結果、遊休農地及び耕作者が不在又は不在となる恐れがある農地であると判定された農地について、利用意向調査を行った結果、所有者等の方から、今後の農地の利用の意向について、「農業委員会でのあっせんを希望する」との回答がありました127筆の農地の情報、具体的には大字、小字や地番、地目などといった情報を一覧表に整理したものです。

農地の場所や状況については、この一覧表と位置図だけでは不明な点もあるかと思いますが、委員の皆様におかれましては、それらの資料をご確認いただき、農業委員会でのあっせんを希望されております

	農地につきまして、農地が有効に活用されますよう、あっせん等につきまして、よろしく願いいたします。
会長	事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	令和8年田畑売買価格につきまして、昨年の価格から変更がある地区はありますか。
	【各地区ごとに委員に聞き取りすると、斗賀野地区の田は、農用地区域内が反当り60万円、農用地区域外が反当り40万円。その他は昨年と変化なしという意見が出る。】
会長	それでは、令和8年田畑売買価格については、斗賀野地区の田は、農用地区域内が反当り60万円、農用地区域外が反当り40万円。その他の地区や畑については昨年の価格のままで異議はありませんか。
	【異議なし】
会長	それでは、令和8年田畑売買価格については、斗賀野地区の田は農用地区域内が反当り60万円、農用地区域外が反当り40万円。その他の地区や畑については昨年の価格と変更なしとすることに決定しました。 その他の情報共有・意見交換について、何かありますか。
	【特になし】
会長	その他、特にないようなので、これで第36回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。 次の定例総会は、6月24日 水曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名人：

議事録署名人：
